

大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を
改正する規程のあらまし

- 1 雇用保険法等の改正により、失業等給付の給付内容等が変更されたことに伴い、特定の退職者に対して支給する退職手当について、必要の改正を行います。
- 2 この規程は、公布の日及び平成30年1月1日から施行します。